

2 月のできごと



なかよし山から、そ〜れえ！
寒くても子供は外で遊ぶのが
大好きです。



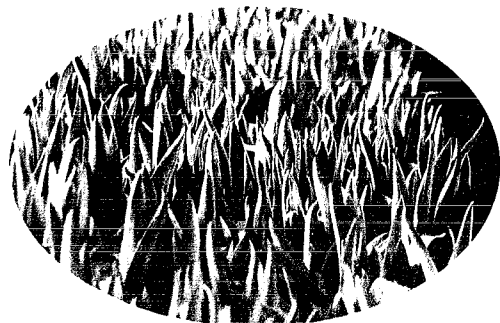
確定申告が始まりました。
納税は国民の義務です。
とりあえず、これでひと安心。



ハザー先生の授業風景。
これからは語学力が必要です。
国際人目差して！



あ〜と思った瞬間です。
凍結の雪道注意！
交通安全に努めましょう。



高橋充男さんのハウスのチューリップ
です。外は雪でしたが、なかはすっか
り春を感じました。



「鬼は外！福は内！」
泣きだす子もいましたが、
4匹の鬼は退治されました。

平成14年4月から

国民年金が ちょっと変わります！

平成14年4月より保険料の管理は、
国（社会保険庁）になりますが、そ
の他業務（免除、申請、届出、相談
等）は、引き続き役場の国民年金の
窓口にて行います。

平成14年3月まで

平成14年4月から

<p>納付書は、役場から、送付 されていました。</p> 	<p>保険料の納付 方法が 変わります</p> <p>〈口座振替をご利用の方〉 制度改正による手続 きはありません。そ のままご利用いた だけます。 なお、平成14年2月か ら3月にかけて確認 の通知が届きます。</p>	<p>納付書は、国（社会保険庁） から、送付されます。</p> <p>保険料に関するお問い合わせは 社会保険事務所へ！</p> 
<p>納付場所は…？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関 ・郵便局 ・年金係の窓口 		<p>納付場所は…？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の銀行、郵便局、農協、 信用組合、信用金庫、労働 金庫、社会保険事務所等 <p>※ただし、役場の窓口では納められません。</p>
<p>「全額免除」か「全額納付」 のいずれか</p> 	<p>保険料免除制度に 「半額免除制度」 が加わります</p> 	<p>「全額免除」・「半額免除」 ・「全額納付」のいずれか</p> <p>☆所得（収入－各種控除）による免除の例は 以下の通り 例）夫婦、子供2人の場合</p>  <p>※但し、半額の保険料を納付しない月は保険料 未納期間となります。</p>
<p>第3号被保険者（本人）が 役場へ届出することになっ ていました。</p> 	<p>第3号被保険者 の届け出方法が 事業主経由に なります</p> <p>第3号被保険者とは、第 2号被保険者（厚生年金 や共済組合に加入してい る人）に扶養されている 配偶者です。</p>	<p>第2号被保険者（配偶者） の会社又は共済組合に届出 します。 ※健康保険の届出と同時</p> <p>会社又は共済組合へ</p> 
<p>昼間部の学生が 対象でした。</p> 	<p>学生納付特例 制度の対象者が 拡大されます</p>	<p>昼間部の学生に加えて、夜間 ・通信教育課程の学生等にも 適用されることになりました。</p>